平成２２年（フ）第１６８号
岩手県北上市鳩岡崎３地割120番地12
債務者　藤井　史智
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２２年（フ）第１７２号
岩手県花巻市太田８地割１番地、前住所岩手県和賀郡東和町中内５区70番地
債務者　高橋しずえ
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２２年（フ）第１０４号
秋田県鹿角市花輪字級ノ木36番地１
債務者　兎澤　徳幸
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２２年（フ）第１０５号
秋田県大館市長走字長走22番地５
債務者　立石るみ子
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２２年（フ）第１０９号
秋田県大館市泉町１番14号
債務者　木越　　磨
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２２年（フ）第１１０号
秋田県大館市泉町１番14号
債務者　木越　朋子
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２２年（フ）第２３７号
茨城県取手市取手１丁目５番11号　つつじの郷602
債務者　林　　國次
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第２６９号
茨城県取手市青柳138番地４
債務者　田島　久子
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第２７９号
茨城県龍ケ崎市佐貫４丁目４番地16　ガーデンヒルズ201号室
債務者　小島健一郎
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第５４４号
山梨県韮崎市穴山町3390番地
債務者　石合　和夫
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第６１６号
長崎県長崎市筑後町３番28―1002号
債務者　菱川　良二
1　決定年月日時　平成22年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第６１７号
長崎県長崎市筑後町３番28―1002号
債務者　菱川結花理
1　決定年月日時　平成22年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第６２０号
長崎県長崎市八景町13番22号
債務者　山村　浜子
1　決定年月日時　平成22年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第６２４号
長崎県西海市西彼町下岳郷151番地
債務者　田﨑　尚美
1　決定年月日時　平成22年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２３７号
北海道苫小牧市美園町４丁目８番３号　ハイツ香川102
債務者　和田あさみ（旧姓森戸）
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第１２０号
兵庫県加古川市加古川町備後８番地の２プレステージ加古川Ⅳ―501号
債務者　東　　雅一
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第７６２号
兵庫県姫路市東今宿３丁目９番１―1101号ライオンズマンション姫路東今宿
債務者　新田　修子
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで
神戸地方裁判所姫路支部